

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和4年11月28日（月）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和4年10月17日から令和4年11月28日まで

（2）現地調査箇所

子育て支援センター、スポーツ健康課、細入中核型地区センター、とやま市民交流館、職業訓練センター

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

こども家庭部

- ・こども福祉課
- ・子育て支援センター

市民生活部

- ・スポーツ健康課
- ・細入中核型地区センター
- ・とやま市民交流館

商工労働部

- ・商業労政課
- ・職業訓練センター

（2）対象期間

令和3年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 委託・工事契約関係事務について

エ 負担金・補助金・交付金の支出について

オ 財産の管理事務について

カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について

キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) こども家庭部 こども福祉課

ア 富山市ひとり親家庭等医療費助成の返納金に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定していないものが見受けられたので、改善を図らねたい。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、富山市母子父子寡婦福祉資金貸付規則では、修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に在学していることを証明する書類を添えて提出しなければならないとされているが、貸付初年度は合格通知書の写しを提出させることで受理していたので、改善を図らねたい。

ウ 現物確認を行った結果に基づき、会議用机を備品台帳から払い出していたが、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったため、改善を図らねたい。

エ 休日に行った勤務について、人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図らねたい。

(2) こども家庭部 子育て支援センター

ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員(以下「第 1 号会計年度任用職員」という。)が週休日に行った勤務について、135/100

の超過勤務手当に相当する報酬を支給すべきところ、125/100の支給割合としたことにより、報酬が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 子どもほっとダイヤル事業及び子育てほっとステーション事業に従事する第1号会計年度任用職員の勤務について、勤務時間が7時間45分を超えているにもかかわらず、少なくとも1時間の休憩時間を与えていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 市民生活部 スポーツ健康課

ア 富山市立学校体育施設等開放運営補助金において、事業費を上回って補助金を交付しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 備品の管理において次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 物品棄焼却処分台を作成せずに廃棄しているものが複数あった。

(イ) 棄焼却した備品の払出数量の記載漏れや記載誤りがあった。

(ウ) 取得価額が2万円未満であることを理由に、公印を消耗品として削除していた。

(エ) 取得価額が2万円未満である消耗品について、備品台帳から削除されていないものが複数あった。

(オ) 備品台帳と物品現在高調書の記載内容について、不一致となっているものが複数あった。

(カ) 備品台帳において、訂正印の押印漏れが複数あった。

ウ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 週休日に行った勤務について、超過勤務手当の支給割合は135/100とすべきところ、超過勤務命令簿の時間数の累計を誤って記載し、125/100で支給したことにより、過小支給となっているものがあつた。

(イ) 超過勤務命令簿において、休憩時間を誤って記載したことにより、過大支給となっているものがあつた。

(ウ) 同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、週の勤務時間が38時間45分を超える場合、その超える時間について超過勤務手当25/100を支給すべきところ、日曜日に勤務した4時間について、超過勤務手当25/100を支給していたが、同一週内に3時間45分勤務を割り振られた日があり、週の勤務時間は38時間45分であったことから、過大支給となっているものがあつた。

(4) 市民生活部 細入中核型地区センター

ア 行政財産使用料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定していなかったため、改善を図られたい。

(5) 商工労働部 商業労政課

ア 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項では、行政財産のうち、その用途等を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、行政財産の敷地等に余裕がある場合において行政財産の目的外使用を許可することができるものと解されるところ、旧大沢野町によって整備された笹津駐車場及び八木山駐車場について、敷地面積の全てについて行政財産の目的外使用許可が地元自治会等に対し行われていたので、改善を図られたい。

(6) 商工労働部 職業訓練センター

ア その他の雑入（自動販売機電気料）に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定していないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 富山市職業訓練センターの使用について、富山市職業訓練センター条例施行規則では、使用者が使用承認事項の変更をしようとする場合には、交付された承認書を添えて市長に申請しなければならないと規定されており、市長が当該変更事項を承認する場合には、その都度、変更事項の承認を行う文書を交付すべきところ、一旦、日程の変更を口頭で受け付け当初の承認書を回収し、同一の申請者による別の日時の使用申請に変更後の日程を追記させ、別の使用申請の承認と併せて、変更事項の承認を行うといった誤った処理をしているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 職業能力開発事業委託の精算に伴う減額の支出負担行為変更決定書において、部長及び部次長の決裁がされていなかったため、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) こども家庭部 子育て支援センター

子育て支援センターでは、小中学生の相談受付や子育て家庭の支援のために 24 時間対応可能な電話相談窓口を設けている。この業務に従事する第 1 号会計年度任用職員の勤務シフトは、9 時から 18 時まで（昼のシフト）と 18 時から翌 9 時まで（夜のシフト）の二つに分けられ、昼のシフトは子育て支援センター内で勤務を行い、勤務時間内に 1 時間の休憩時間が与えられている。それに対し、夜のシフトは夜間に使用可能な別の施設で行い、一人体制で常時電話に対応するため、休憩時間を指定して与えていなかった。

富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 2 条第 1 項では、第 1 号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日 7 時間 45 分を超えず、かつ、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内において、任命権者が定めるとされている。上記の勤務は、昼のシフト、夜のシフトともにこの定めを超過している。また、夜のシフトは勤務から完全に開放された休憩時間も与えておらず、職員の健康管理上大いに問題が

ある。

夜のシフトは勤務地が通常と異なることから、夜のシフトを分けた場合、深夜の時間帯に勤務地まで出退勤させることに危険があるとの懸念も聞いているが、それらも踏まえ、勤務時間などについて、職員の健康や安全に配慮した方法となるよう、事業の在り方や手法も含めて検討されたい。